



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年 5月18日 金曜日 第2976号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (観光物産課) ... 386

告 示

登録研修機関の登録..... (長寿介護課) ... 387

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 387

土地改良区の定款変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 387

道路の区域変更 (一般国道 494 号)..... (中予地方局管理課) ... 387

道路の供用開始 (県道湯山高縄北条線)..... (") ... 388

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 388

落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 388

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... (観光物産課) ... 389

教育委員会公告

平成31年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について..... (義務教育課) ... 392

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第31号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則 (昭和55年愛媛県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(経済労働部各課の所掌事務)	(経済労働部各課の所掌事務)
第12条 省略	第12条 省略
2 ~ 5 省略	2 ~ 5 省略
6 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。	6 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) ~ (5) 省略	(1) ~ (5) 省略
<u>(6) 住宅宿泊事業に関すること。</u>	(6) 省略
<u>(7) 省略</u>	(7) 省略
<u>(8) 省略</u>	(8) 省略
<u>(9) 省略</u>	(9) 省略
<u>(10) 省略</u>	(9) 省略
7 省略	7 省略

附 則

この規則は、平成30年 6月15日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第526号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。

平成30年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録を受けた者		かくだん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		登録年月日	かくだん 喀痰吸引等研修の課程
名 称	住 所	名 称	所 在 地		
株式会社オーボックス	東京都立川市砂川町二丁目68番2号	株式会社オーボックス	東京都立川市砂川町二丁目68番2号	平成30年 5月10日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修並びに別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修

○愛媛県告示第527号

平成30年 4月11日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
株式会社 JAファームうま	愛媛県四国中央市土居町中村1103番地1	愛媛県四国中央市土居町津根1377番1ほか6筆	3,884
株式会社 石川興産	愛媛県四国中央市下柏町848番地1	愛媛県四国中央市土居町天満720番1	4,272
農事組合法人 たいよう農園	愛媛県大洲市野佐来162番地20	愛媛県北宇和郡松野町上家地647番地1ほか6筆	4,286

武 智 弘 樹	愛媛県伊予市中山町中山西184番地	愛媛県伊予市中山町出淵5番耕地1368番3ほか3筆	1,571
梶 谷 晋 平	愛媛県八幡浜市保内町宮内5番耕地77番地17	愛媛県八幡浜市保内町宮内10番耕地87番ほか5筆	3,925
中 原 誠	愛媛県八幡浜市真網代丙600番地1	愛媛県八幡浜市穴井2番耕地463番	2,667
梶 谷 晋 平	愛媛県八幡浜市保内町宮内5番耕地77番地17	愛媛県伊方町仁田之浜上手峯320番地	1,467

2 認可年月日

平成30年 5月 9日

○愛媛県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月18日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	東温市河之内字成谷甲4409番1地先から 同字黒岩甲4067番1地先まで	旧	メートル 3.8～ 6.1 18.7～ 27.7	キロメートル 0.063 0.057	
			新	18.7～ 27.7	0.057	
"	"	東温市河之内字黒岩甲4006番1地先から 同字土居甲3961番3地先まで	旧	4.2～ 4.6 10.1～ 139.0	0.119 0.105	
			新	10.1～ 139.0	0.105	
"	"	東温市河之内字池田甲3920番地1地先から 同字池田甲3884番1地先まで	旧	4.4～ 7.5 10.2～ 18.8	0.130 0.081	
			新	10.2～ 18.8	0.081	
"	"	東温市河之内字坂ノ上甲3423番4地先から 同字高智甲3304番1地先まで	旧	4.5 11.1～ 19.1	0.066 0.060	
			新	11.1～ 19.1	0.060	

"	"	東温市河之内高智甲3309番2地先から 同字平畑甲3261番1地先まで	旧	4 3 ~ 17 5 9 9 ~ 22 9	0.197 0.126	
			新	9 9 ~ 22 9	0.126	
"	"	東温市河之内字アンゾ乙1670番142地先から 同字落シ甲3170番地先まで	旧	4 5 ~ 5 7 11 4 ~ 22 6	0.152 0.061	
			新	11 4 ~ 22 6	0.061	

○愛媛県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙442番37から 同市横谷乙442番38まで	平成30年 5月18日
"	"	松山市横谷乙442番36	"

○愛媛県告示第531号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-26)第14468号	平成27年 3月3日	(有)トータル・システム	井上 恭雅	宇和島市坂下津甲407-112	平成30年 4月6日	内装仕上工事業	建設業の廃止（一部）
(般-28)第16013号	平成28年 9月11日	(株)兵頭建設	兵頭 堅次	南宇和郡愛南町須ノ川280	平成30年 4月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般-26)第17385号	平成26年 9月9日	さくら組	櫻谷 幸一	西宇和郡伊方町川永田甲222	平成30年 4月10日	大工工事業 とび・土工事業 鉄筋工事業	建設業の廃止
(般-27)第16665号	平成27年 4月9日	池上工業	池上 妙子	八幡浜市川之内松尾山10番耕地182	平成30年 4月10日	土工事業 とび・土工事業 石工事業・鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道工事業	建設業の廃止
(般-27)第16788号	平成27年 12月9日	ワタナベエンタープライズ	渡邊 通	八幡浜市保内町川之石3番耕地304-114	平成30年 4月10日	建具工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第532号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
自動車保管場所証明電子化システム構築業務委託及び関連機器の購入一式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成30年 4月27日	西日本電信電話株式会社愛媛支店 愛媛県松山市一番町四丁目3番地	82,080,000円	一般競争入札	平成30年 3月16日

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項					別表第7(第4条関係) 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項								
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者						知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長
観 光 物 産 課	1 省略	1 省略	—				観 光 物 産 課	1 省略	1 省略	—			
		2 省略		—					2 省略		—		
	2 省略	1 省略	—				2 省略	1 省略	—				
		2 省略		—				2 省略		—			
	4 省略	1 省略				—	4 省略	1 省略				—	
		2 省略				—		2 省略				—	
		3 省略				—		3 省略				—	
	5 省略	1 省略				—	5 省略	1 省略				—	
		2 省略				—		2 省略				—	
		3 省略			—			3 省略			—		
	6 省略	1 省略				—	6 省略	1 省略				—	
		2 省略				—		2 省略				—	
7 省略	1 省略	1 省略					7 省略	1 省略	1 省略				
		(1) 省略				—			(1) 省略				—
		(2) 省略				—			(2) 省略				—
		(3) 省略				—			(3) 省略				—
		(4) 省略			—				(4) 省略			—	
		(5) 省略				—			(5) 省略				—
		(6) 省略				—			(6) 省略				—
		(7) 省略			—				(7) 省略			—	
		(8) 省略				—			(8) 省略				—
		(9) 省略				—			(9) 省略				—
		(10) 省略				—			(10) 省略				—
		(11) 省略				—			(11) 省略				—
(12) 省略				—	(12) 省略				—				

	(13) 省略		—				(13) 省略		—		
	(14) 省略					—	(14) 省略				—
	(15) 省略			—			(15) 省略			—	
	(16) 省略					—	(16) 省略				—
	2 省略						2 省略				
	(1) 省略					—	(1) 省略				—
	3 省略						3 省略				
	(1) 省略					—	(1) 省略				—
	(2) 省略					—	(2) 省略				—
8 住宅 宿泊事 業法の 施行に 関する 事務	1 住宅宿泊事業に関するこ と。										
	(1) 営業の届出の処理（第3 条第1項、第7項、住宅宿 泊事業法施行規則第4条第 第7項）					—					
	(2) 変更の届出の処理（第3 条第4項、第7項）					—					
	(3) 廃業等の届出の処理（第 3条第6項、第7項）					—					
	(4) 宿泊者名簿の提出の要求 （第8条第1項）					—					
	(5) 定期報告の受理（第14 条）					—					
	(6) 業務改善命令（第15条）	—									
	(7) 業務停止命令（第16条第 1項、第3項）	—									
	(8) 廃止命令（第16条第2 項、第3項）	—									
	(9) 報告の徴収及び立入検査 （第17条第1項）					—					
	(10) 情報の提供（第20条第2 項）					—					
	2 住宅宿泊管理業に関するこ と。										
	(1) 宿泊者名簿の提出の要求 （第8条第1項、第36条）					—					
	(2) 登録等の通知の受理（第 24条第2項、第26条第3 項、第43条第2項）					—					
	(3) 業務改善命令等の通知の 受理（第41条第1項、第42 条第3項）					—					
	(4) 業務改善命令（第41条第 2項）	—									
	(5) 処分の要請（第42条第2 項）	—									
(6) 報告の徴収及び立入検査 （第45条第2項）					—						

9 省略	1 省略				—
	2 省略				—
10 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
11 省略	1 省略	—			

8 省略	1 省略				—
	2 省略				—
9 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
10 省略	1 省略	—			

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 室長				局長	専決者 部長 室長
商工 観光 室	1～9 省略				商工 観光 室	1～9 省略			
	10 住宅 宿泊事 業法の 施行に 関する 事務	1 報告の徴収及び立入検査(第 17条第1項、第45条第2項)		—					
	11 省略					10 省略			
	12 省略					11 省略			
	13 省略					12 省略			
	14 省略					13 省略			
	15 省略					14 省略			
	16 省略					15 省略			
	17 省略					16 省略			
備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで及び5の項、4の部1の項 ⁽⁵⁾ 、5の部9の項、9の部、 <u>10の部並びに13の部1の項⁽⁵⁾</u> 、(6)及び ⁽¹³⁾ の規定を適用する。					備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで及び5の項、4の部1の項 ⁽⁵⁾ 、5の部9の項、9の部並びに <u>12の部1の項⁽⁵⁾</u> 、(6)及び ⁽¹³⁾ の規定を適用する。				

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(産業経済部各課室の所掌事務)		(産業経済部各課室の所掌事務)	
第4条 省略	第4条 省略	第4条 省略	第4条 省略
2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。	2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。	2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。	2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(7) 省略	(1)～(7) 省略	(1)～(7) 省略	(1)～(7) 省略

(7)の2 住宅宿泊事業に関すること。

(8)～(18) 省略

3～13 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅宿泊事業法第17条第1項及び第45条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(1)の2 省略

(2)～(52) 省略

6～9 省略

(8)～(18) 省略

3～13 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 省略

(2)～(52) 省略

6～9 省略

附 則

この訓令は、平成30年6月15日から施行する。

教育委員会公告

○公 告

平成31年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、平成31年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成30年5月18日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	平成30年7月24日(火)から 27日(金)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
中学校教員(各教科)	平成30年7月24日(火)から 27日(金)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高等学校教員(各教科(科目))	平成30年7月24日(火)から 27日(金)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
特別支援学校教員		
養護教員	平成30年7月24日(火)から 27日(金)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
栄養教員	平成30年7月24日(火)から 27日(金)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成30年5月18日(金)から6月6日(水)まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 試験区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成31年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの(社会人特別選考により志願する者)であって

は、教員免許状を有しない者で、平成31年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの)

(2) 昭和44年4月2日以降(次に掲げる者)にあっては、昭和34年4月2日以降)に出生した者。

ア 他の都道府県で国公立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。)の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)

イ 教職経験者特別選考により志願する者

ウ 小学校教員又は中学校教員の試験区分を志願する者で、平成30年4月1日から同年6月6日までの間に愛媛県教育委員会又は本県内の市町教育委員会が1日以上任期を定めて期限付又は臨時的に任用した職員(講師、学習支援員、教育相談員等、児童生徒の教育に関わる職員に限る。以下「期限付・臨時的任用職員」という。)であり、かつ、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に通算して24月以上の期限付・臨時的任用職員の勤務経験を有するもの

エ 栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成31年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。

<問合せ先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話 (089) 912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話 (089) 912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
栄養教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話 (089) 912 2942